

## 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

○高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状に関する事務の委託	(消 防 課)	一
○液化石油ガス整備士免状に関する事務の委託	( 同 )	二
○生活保護法による指定介護機関の休止の届出	(社会福祉課)	二
○介護保険法に基づく介護老人保健施設の許可	(長寿社会政策課)	二
○保育士登録業務に係る手数料の収納事務の委託	(子育て支援課)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第二十二條第一項の規定による児童福祉法第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなされた障害児通所支援事業者	( 同 )	三
○障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第二十七條の規定による児童福祉法第二十四條の二第一項の指定を受けたものとみなされた障害児入所施設	( 同 )	七
○漁場計画の決定	(水産業振興課)	七
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	八
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(四件)	(都市計画課)	八
○建築士免許の取消し	(建築宅地課)	九
○建築士事務所の登録の取消し	( 同 )	九

発 行

○指定構造計算適合性判定機関の指定  
○パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務の委託

( 同 ) 一〇  
(警察本部会計課) 一〇  
(東部地方振興事務所) 一〇

○土地改良区役員の就任の届出

(東部地方振興事務所) 一〇

○指定試験機関の所在地の変更の届出

(市町村課) 一〇

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(水産業振興課) 一一

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課) 一一

## 企 業 局

○企業局財務規程の一部を改正する管理規程

一三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

一三

## 選 挙 管 理 委 員 会

○政治資金規程法第十七條第二項の適用を受ける団体

一三

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正

一四

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

一四

○証票の無効について

一四

## 告 示

○宮城県告示第三百四十八号

高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十九條の二第一項の規定により、高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状に関する事務を次のとおり委託したので、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則(昭和四十一年通商産業省令第五十四号)第十七條の規定により公示する。

平成二十四年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託先の名称	免状交付事務の内容	免状交付事務を処理する場所	委託期間
高圧ガス保安協会	高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状の交付及び再交付に関する事務	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号	平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十八条の四の二第一項の規定により、液化石油ガス設備士免状に関する事務を次のとおり委託した。で、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第七十七条の規定により公示する。

平成二十四年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託先の名称	免状交付事務の内容	免状交付事務を処理する場所	委託期間
液化石油ガス設備士免	東京都区港区虎ノ門	平成二十四年四月一日から平	

事業所の名称

事業所の所在地

開設者の名称

特別養護老人ホーム七峰荘  
黒川郡大衡村大瓜字長町七十七番地の三

社会福祉法人永楽会  
居宅介護支援事業

介護サービスの種類

休止年月日

平成二十三年十二月一日

○宮城県告示第三百五十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十四条第一項の規定により、介護老人保健施設として、次のとおり許可した。  
平成二十四年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
○四五〇二八〇〇八六	介護老人保健施設 しおん 石巻市吉野町一丁目七番一 号	医療法人社団健育会	平成二十四年 四月一日

○宮城県告示第三百五十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、保育士登録業務に係る手数料の収納事務を平成二十四年三月三十日次のとおり委託した。

平成二十四年四月十三日

一 委託の相手方

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 高压ガス保安協会

状の交付、再交付及び  
書換えに関する事務

四丁目三番十三号

成二十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり休止した旨届出があった。

平成二十四年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一号

社会福祉法人日本保育協会

二 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百五十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一一〇〇一三四	ぴっぴ岩沼 岩沼市土ヶ崎三丁目 九番七号	居宅介護 重度訪問介護	特定非営利活 動法人ひよこ 会	平成二十四年 三月一日
○四二二〇〇三三三	ジャパンケア柴田 柴田郡柴田町船岡南 一丁目一番十七号	同行介護	株式会社ジャ パンケアサー ビス	平成二十四年 四月一日
○四二二五〇〇四九七	NPOドリーム・グ	共同生活援助	特定非営利活	平成二十四年

〇四三三〇〇二二二	共同生活介護 共同生活援助	共同生活介護	動法人ドリー ムクリーン・ プロジェクト	四月一日
	共同生活介護	共同生活援助	社会福祉法人 共生の森	平成二十四年 四月一日

〇宮城県告示第三百五十四号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において  
障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。  
以下「法」という。）附則第二十二條第一項又は第二項の規定により、次の事業者は、指定障害見通  
所支援事業者として、平成二十四年四月一日に児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十  
一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされた。

平成二十四年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 法附則第二十二條第一項の規定により、児童発達支援に係る児童福祉法第二十一條の五の三第一  
項の指定を受けたものとみなされた者

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名
〇四五〇二〇七五三	石巻市かもめ学園 石巻市向陽町三丁目十・七	石巻市
〇四五〇二〇七七九	児童デイサービス学童クラブびのっちお 石巻市大橋三丁目七・六	特定非営利活動法人夢 みの里
〇四五〇二〇七九五	児童デイサービスセンターみらい 石巻市中央二丁目九・六	株式会社北上の郷
〇四五〇三〇二五六	塩竈市ひまわり園 塩竈市藤倉二丁目二十一・一	特定非営利活動法人さ わおとの森
〇四五〇五〇三三四二	オレンジキッズ 気仙沼市南町二丁目一・三十一	特定非営利活動法人 ネットワークオレンジ
〇四五〇五〇三三六八	気仙沼市マザーズホーム 気仙沼市潮見町三・三十四	社会福祉法人気仙沼市 社会福祉協議会
〇四五〇六〇二二四一	白石市ひこうせん 白石市寿山十五・八	白石市
〇四五〇七〇二二四〇	若竹園 名取市増田一丁目八・三十一	名取市

〇四五〇七〇〇二六五	And Youなとり 名取市那智が丘一丁目五・二十一	一般社団法人悠優会
〇四五〇七〇〇二八一	And Youの丘 名取市那智が丘一丁目五・二十一	一般社団法人悠優会
〇四五〇七〇〇三〇七	びっぴ名取 名取市増田一丁目十三・一	特定非営利活動法人ひ よこ会
〇四五〇九〇〇一五四	たけちゃんち 多賀城市高橋四丁目十九・七	特定非営利活動法人幸 創
〇四五一一〇〇一七六	びっぴ岩沼 岩沼市土ヶ崎三丁目九・七	特定非営利活動法人ひ よこ会
〇四五一一〇〇一九二	ひなたぼっこハート 岩沼市二本一丁目三・八・四	特定非営利活動法人ひ なたぼっこ
〇四五一一〇〇二一八	ゆうちゃんち 岩沼市小川字下河原五十三・四	特定非営利活動法人幸 創
〇四五二二〇〇四〇六	こじか園 登米市中田町上沼字大柳百十七・二	社会福祉法人恵泉会
〇四五二二〇〇三三七	特定非営利活動法人虹の 駅 栗原市志波姫南堀口七十	特定非営利活動法人虹 の駅
〇四五二五〇〇五〇八	放課後ケアいちばん屋 大崎市古川中里五丁目六・三十一	特定非営利活動法人輝 らら会
〇四五二二〇〇三五五	心身障害児施設むつみ学園 柴田郡柴田町富沢字青木町六・二	柴田町
〇四五二四〇〇一七九	巨理町二杉園 巨理町巨理町逢隈鹿島字吹田三十四・二	巨理町
〇四五二四〇〇一九五	よつちゃんち 巨理郡巨理町逢隈上郡字上二百一	特定非営利活動法人幸 創
〇四五二六〇〇二一六	多機能サポートランドさわおとの森 宮城郡利府町沢乙字欠下東十八・二	特定非営利活動法人さ わおとの森
〇四五二六〇〇三三二	幸ちゃん家 宮城郡利府町しらかし台六丁目一・十	特定非営利活動法人幸 創
〇四五二六〇〇二五七	利府町社会福祉協議会児童デイサービスセン ターすきつぱ 宮城郡利府町森郷字古曾十二・二	社会福祉法人利府町社 会福祉協議会
〇四五二六〇〇二七三	発達支援ランドあねの森 宮城郡利府町菅谷字西天神百二十五・五	特定非営利活動法人さ わおとの森
〇四五二六〇〇二九九	パンピの杜利府 宮城郡利府町加瀬字新前谷地五十七・一	株式会社 E c o L i f e
〇四五二七〇〇四八七	虹の風 黒川郡富谷町富谷桜田一・十二	社会福祉法人永楽会
〇四五二七〇〇五〇三	みーちゃんち 黒川郡大和町吉岡上道下三十五・一	特定非営利活動法人幸 創

○四五二八〇〇一三	カムカム2 加美郡加美町菜切谷字正源八・二	特定非営利活動法人くもりのち晴れ
○四五五二〇二二九九	仙台市立町たんぼホーム 仙台市青葉区立町十八・三	仙台市
○四五五二〇二三四五	仙台市西花苑たんぼホーム 仙台市青葉区西花苑二丁目十一・一	仙台市
○四五五二〇二三六〇	仙台市なのはなホーム 仙台市青葉区北根四丁目十一・十	仙台市
○四五五二〇二三八六	おりーぶ五橋 仙台市青葉区五橋二丁目十二・二	社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会
○四五五二〇二四〇二	ばるけ柏木 仙台市青葉区柏木一丁目七・三十六	特定非営利活動法人アフタースクールばるけ
○四五五二〇二四二八	放課後ひろばじゃんぶ 仙台市青葉区折立六丁目九・十九	有限会社ひだまり介護
○四五五二〇二四四四	せんだんの社の子ハウス 仙台市青葉区国見ヶ丘一丁目六・十六	社会福祉法人東北福祉会
○四五五二〇二四六九	ばーとなーくらぶ 仙台市青葉区栗生二丁目十一・十	社会福祉法人幸生会
○四五五二〇二四八五	アイアイ小田原 仙台市青葉区小田原五丁目一・一九	特定非営利活動法人小規模多機能型生活支援室エポック
○四五五二〇二五〇一	ぬくもりすべいす「虹つ子」 仙台市青葉区花京院一丁目四・一	特定非営利活動法人みやぎ発達障害サポートネット
○四五五二〇二五二七	And You 仙台市青葉区東勝山三丁目七・三十八	一般社団法人悠優会
○四五五二〇二五四三	びっぴ栗生 仙台市青葉区栗生五丁目八・十	特定非営利活動法人ひよこ会
○四五五二〇二五六八	放課後ひろばきらり 仙台市青葉区愛子中央三丁目二一・一	有限会社ひだまり介護
○四五五二〇二五八四	発達支援トレーニングジム「しゃーれ」 仙台市青葉区大町二丁目六・二十七 岡元ビル三階	一般社団法人ふれいん・ゆにーくす
○四五五二〇一六〇〇	せんだんの杜遊杜家 仙台市青葉区川平三丁目三十一・十一	社会福祉法人東北福祉会
○四五五二〇一六二六	特定非営利活動法人コスモスクラブぽかぽかの家 仙台市青葉区小松島三丁目三・十二	特定非営利活動法人コスモスクラブ
○四五五二〇〇八八一	仙台市あおぞらホーム 仙台市宮城野区鶴ヶ谷五丁目二十二・一	仙台市
○四五五二〇〇九〇七	仙台市白鳥たんぼホーム 仙台市宮城野区白鳥一丁目二十三・二十八	仙台市
○四五五二〇〇九二三	特定非営利活動法人コスモスクラブ 仙台市宮城野区鶴ヶ谷三丁目十七	特定非営利活動法人コスモスクラブ
○四五五二〇〇九四九	栄つばめつこ 仙台市宮城野区栄二丁目二・十九	特定非営利活動法人つばめつこ
○四五五二〇〇九六四	アフタークラブあおぞら宮城野 仙台市宮城野区銀杏町二十・一	特定非営利活動法人あんしんどう福祉会
○四五五二〇〇九八〇	特定非営利活動法人コスモスクラブどんぐり 仙台市宮城野区岩切入山八十三・九十二	特定非営利活動法人コスモスクラブ
○四五五二〇一〇〇四	福室つばめつこ 仙台市宮城野区福室七丁目六・四十四	特定非営利活動法人つばめつこ
○四五五二〇一〇二〇	特定非営利活動法人コスモスクラブにこにこ 仙台市宮城野区鶴ヶ谷七丁目二十一・一	特定非営利活動法人コスモスクラブ
○四五五三〇〇六五七	仙台市上飯田たんぼホーム 仙台市若林区上飯田三丁目二十七・二十三	仙台市
○四五五三〇〇六七三	あゆみ 仙台市若林区若林五丁目六・五	特定非営利活動法人自闭症ピアリンクセンターここねっと
○四五五三〇〇六九九	みのり 仙台市若林区六丁の目中町七・五十三	特定非営利活動法人自闭症ピアリンクセンターここねっと
○四五五三〇〇七一五	ミルクツズくらぶ 仙台市若林区沖野三丁目六・六十	一般社団法人アスティオン仙台
○四五五三〇〇七三三	めくみ 仙台市若林区沖野七丁目三十八・二十八	特定非営利活動法人自闭症ピアリンクセンターここねっと
○四五五三〇〇七五六	アクティブ・ぼーと 仙台市若林区蒲町十一・二十一	特定非営利活動法人アクトティブ
○四五五三〇〇七七二	おりーぶ荒町 仙台市若林区南鍛冶町七十	社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会
○四五五四〇一〇三三四	仙台市大野田たんぼホーム 仙台市太白区大野田字宮脇二・三十	仙台市
○四五五四〇一〇五九	おりーぶ上野山 仙台市太白区上野山一丁目十一・一	社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会
○四五五四〇一〇七五	ぱるけ南仙台 仙台市太白区東中田五丁目十七・十九	特定非営利活動法人アフタースクールばるけ
○四五五四〇一〇九一	特定非営利活動法人生活支援サービスイエ 仙台市太白区西中田五丁目四・一	特定非営利活動法人生活支援サービスイエ
○四五五四〇一〇一七	ピアサポーターセンター 仙台市太白区長町南三丁目十三・十九 パーシモン長町一階	特定非営利活動法人ワーカーズコープ

〇四五五〇〇一一三三	西多賀そらまめ	特定非営利活動法人
〇四五五〇〇一一五八	仙台市袋原たんぼホーム	ワーカーズコープ
〇四五五〇〇一一七四	仙台市太白区袋原四丁目三十二・七	仙台市
〇四五五〇〇一一九〇	ばるけ西中田 仙台市太白区西中田三十三・十	特定非営利活動法人ア フタースクールばるけ
〇四五五〇〇二一九〇	おりーぶ鉤取 仙台市太白区鉤取四丁目二・四	社会福祉法人仙台市手 をつなぐ育成会
〇四五五〇〇二八六八	仙台市サンホーム 仙台市泉区将監八丁目九・一	仙台市
〇四五五〇〇二八八四	NPO法人グループゆう児童デイサービス ピターパンてらおか 仙台市泉区寺岡一丁目十九・二十四	特定非営利活動法人グ ループゆう
〇四五五〇〇二九〇〇	泉中央つばめつこ 仙台市泉区泉中央二丁目十九・十 日泉パー キングビル	特定非営利活動法人つ ばめつこ
〇四五五〇〇二九二六	八乙女放課後児童デイ杜つこ 仙台市泉区南光台五丁目十九・一	宮城県高齢者生活協同 組合
〇四五五〇〇二九四二	And Youフレンドパーク 仙台市泉区長命ヶ丘三丁目三十一・十	一般社団法人悠優会
〇四五五〇〇二九六七	児童デイサービスピターパン長命ヶ丘 仙台市泉区長命ヶ丘二丁目二十二・一	特定非営利活動法人グ ループゆう
〇四五五〇〇二九八三	七北田つばめつこ 仙台市泉区七北田字日野百二十三・九	特定非営利活動法人つ ばめつこ

二 法附則第二十一条第一項の規定により、放課後等デイサービスに係る児童福祉法第二十一条の五  
の三第一項の指定を受けたものとみなされた者

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名
〇四五〇二〇〇七六一	石巻市かもめ学園 石巻市向陽町三丁目十・七	石巻市
〇四五〇二〇〇七八七	児童デイサービス学童クラブびのっちお 石巻市大橋三丁目七・六	特定非営利活動法人夢 みの里
〇四五〇二〇〇八〇三	児童デイサービスセンターみらい 石巻市中央二丁目九・六	株式会社北上の郷
〇四五〇三〇〇二六四	塩竈市ひまわり園 塩竈市藤倉二丁目二十・一	特定非営利活動法人さ わおとの森
〇四五〇五〇〇三三〇	オレンジキッズ 気仙沼市南町二丁目一・三十一	特定非営利活動法人 ネッツトワークオレンジ
〇四五〇五〇〇三七六	気仙沼市マザーズホーム	社会福祉法人気仙沼市

〇四五〇六〇〇二五九	気仙沼市潮見町三・三十四	社会福祉協議会
〇四五〇七〇〇二五七	白石市ひこうせん 白石市寿山十五・八	白石市
〇四五〇七〇〇二七三	若竹園 名取市増田一丁目八・三十一	名取市
〇四五〇七〇〇二九九	And Youなとり 名取市那智が丘一丁目五・二十一	一般社団法人悠優会
〇四五〇七〇〇三二五	And Youの丘 名取市那智が丘一丁目五・二十一	一般社団法人悠優会
〇四五〇九〇〇一六二	びつび名取 名取市増田一丁目十三・一	特定非営利活動法人ひ よこ会
〇四五一一〇〇一八四	たけちゃんち 多賀城市高橋四丁目十九・七	特定非営利活動法人幸 創
〇四五一一〇〇二〇〇	びつび岩沼 岩沼市土ヶ崎三丁目九・七	特定非営利活動法人ひ よこ会
〇四五一一〇〇二二六	ひなたぼっこハート 岩沼市二木一丁目三・八・四	特定非営利活動法人ひ なたぼっこ
〇四五一一〇〇二二六	ゆうちゃんち 岩沼市小川字下河原五十三・四	特定非営利活動法人幸 創
〇四五二二〇〇四一四	こじか園 登米市中田町上沼字大柳百十七・二	社会福祉法人恵泉会
〇四五二二〇〇三五四	特定非営利活動法人虹の駅 栗原市志波姫南堀口七十	特定非営利活動法人虹 の駅
〇四五二二〇〇三六三	放課後ケアいちばん星 大崎市古川中里五丁目六・三十一	特定非営利活動法人輝 らら会
〇四五二二〇〇三八七	心身障害児施設むつみ学園 柴田郡柴田町富沢字青木町六・二	柴田町
〇四五二四〇〇一八七	巨理町二杉園 巨理郡巨理町逢隈鹿島字吹田三十四・二	巨理町
〇四五二四〇〇二〇三	よつちゃんち 巨理郡巨理町逢隈上郡字上二百一	特定非営利活動法人幸 創
〇四五二六〇〇二二四	多機能サポートランドさわおとの森 宮城郡利府町沢乙字欠下東十八・二	特定非営利活動法人さ わおとの森
〇四五二六〇〇二四〇	幸ちゃん家 宮城郡利府町しらかし台六丁目一・十	特定非営利活動法人幸 創
〇四五二六〇〇二六五	利府町社会福祉協議会児童デイサービスセン ターすきつぶ 宮城郡利府町森郷字名古曾十二・二	社会福祉法人利府町社 会福祉協議会
〇四五二六〇〇二八二	発達支援ランドあのねの森 宮城郡利府町菅谷字西天神百二十五・五	特定非営利活動法人さ わおとの森

○四五二六〇〇三〇七	バンビの杜利府 宮城郡利府町加瀬字新前谷地五十七・一	株式会社 E c o L i f e
○四五二七〇〇四九五	虹の風 黒川郡富谷町富谷桜田一・十二	社会福祉法人永楽会
○四五二七〇〇五一	みーちゃんち 黒川郡大和町吉岡上道下三十五・一	特定非営利活動法人幸創
○四五二八〇〇二二	カムカム2 加美郡加美町菜切谷字正源八・二	特定非営利活動法人くもりのち晴れ
○四五二〇二二三七	仙台市立町たんぼホーム 仙台市青葉区立町十八・三	仙台市
○四五二〇二二五二	仙台市西花苑たんぼホーム 仙台市青葉区西花苑二丁目十・一	仙台市
○四五二〇二二七八	仙台市なのはなホーム 仙台市青葉区北根四丁目十・十	仙台市
○四五二〇二二九四	おりーぶ五橋 仙台市青葉区五橋二丁目十二・二	社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会
○四五二〇二四一〇	ばるけ柏木 仙台市青葉区柏木一丁目七・三十六	特定非営利活動法人アフタースクールばるけ
○四五二〇二四三六	放課後ひろばじゃんぶ 仙台市青葉区折立六丁目九・十九	有限会社ひだまり介護
○四五二〇二四五	せんだんの杜の子ハウス 仙台市青葉区国見ヶ丘一丁目六・十六	社会福祉法人東北福祉会
○四五二〇二四七七	ぱーとなーくらぶ 仙台市青葉区栗生二丁目十・十	社会福祉法人幸生会
○四五二〇二四九三	アイアイ小田原 仙台市青葉区小田原五丁目一・一九	特定非営利活動法人小規模多機能型生活支援室工ポツク
○四五二〇二五一九	ぬくもりすべいす「虹つ子」 仙台市青葉区花京院一丁目四・一	特定非営利活動法人みやぎ発達障害サポートネット
○四五二〇二五三五	And You 仙台市青葉区東勝山三丁目七・三十八	一般社団法人悠優会
○四五二〇二五五〇	びっぴり栗生 仙台市青葉区栗生五丁目八・十	特定非営利活動法人ひよこ会
○四五二〇二五七六	放課後ひろばきらり 仙台市青葉区愛子中央三丁目二十一・一	有限会社ひだまり介護
○四五二〇二五九二	発達支援トレーニングジム「しゃーれ」 仙台市青葉区大町二丁目六・二十七 岡元ビル三階	一般社団法人ぶれいん・ゆにーくす
○四五二〇二六一八	せんだんの杜遊杜家 仙台市青葉区川平三丁目三十二・十一	社会福祉法人東北福祉会
○四五二〇一六三四	特定非営利活動法人コスモスクラブばかばかの家 仙台市青葉区小松島三丁目三・十二	特定非営利活動法人コスモスクラブ
○四五二〇〇八九九	仙台市あおぞらホーム 仙台市宮城野区鶴ヶ谷五丁目二十二・一	仙台市
○四五二〇〇九一五	仙台市白鳥たんぼホーム 仙台市宮城野区白鳥一丁目二十三・二十八	仙台市
○四五二〇〇九三一	特定非営利活動法人コスモスクラブ 仙台市宮城野区鶴ヶ谷三丁目十七	特定非営利活動法人コスモスクラブ
○四五二〇〇九五六	栄つばめつこ 仙台市宮城野区栄二丁目二・十九	特定非営利活動法人つばめつこ
○四五二〇〇九七二	アフタークラブあおぞら宮城野 仙台市宮城野区銀杏町二十・一	特定非営利活動法人あんしんどう福祉会
○四五二〇〇九九八	特定非営利活動法人コスモスクラブどんぐり 仙台市宮城野区岩切入山八十三・九十二	特定非営利活動法人コスモスクラブ
○四五二〇一〇二二	福室つばめつこ 仙台市宮城野区福室七丁目六・四十四	特定非営利活動法人つばめつこ
○四五二〇一〇三八	特定非営利活動法人コスモスクラブにこにこの家 仙台市宮城野区鶴ヶ谷七丁目二十一・一	特定非営利活動法人コスモスクラブ
○四五二〇〇六六五	仙台市上飯田たんぼホーム 仙台市若林区上飯田三丁目二十七・二十三	仙台市
○四五二〇〇六八一	あゆみ 仙台市若林区若林五丁目六・五	特定非営利活動法人自閉症ピアリンクセンターここねっと
○四五二〇〇七〇七	みのり 仙台市若林区六丁目の目中町七・五十三	特定非営利活動法人自閉症ピアリンクセンターここねっと
○四五二〇〇七二三	ミルキッズくらぶ 仙台市若林区沖野三丁目六・六十	一般社団法人アスティオン仙台
○四五二〇〇七四九	めぐみ 仙台市若林区沖野七丁目三十八・二十八	特定非営利活動法人自閉症ピアリンクセンターここねっと
○四五二〇〇七六四	アクティブ・ぱーと 仙台市若林区蒲町十一・二十一	特定非営利活動法人アクティブ
○四五二〇〇七八〇	おりーぶ荒町 仙台市若林区南鍛冶町七十	社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会
○四五二〇〇四二	仙台市大野田たんぼホーム 仙台市太白区大野田字宮脇二・三十	仙台市
○四五二〇〇六七	おりーぶ上野山 仙台市太白区上野山一丁目十一・一	社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会
○四五二〇〇八三	ばるけ南仙台	特定非営利活動法人ア



〇四五五四〇一一〇九	仙台市太白区東中田五丁目十七・十九	特定非営利活動法人生活支援サービス・えぼつく	特定非営利活動法人生活支援サービス・えぼつく
〇四五五四〇一一二五	仙台市太白区西中田五丁目四・一	特定非営利活動法人ピアサポートセンターそら	特定非営利活動法人ワーカースコープ
〇四五五四〇一一四一	西多賀そらまめ 仙台市太白区西多賀一丁目二十三・二十九	特定非営利活動法人ワーカースコープ	特定非営利活動法人ワーカースコープ
〇四五五四〇一一六六	仙台市袋原たんぼホーム 仙台市太白区袋原四丁目三十二・七	仙台市	仙台市
〇四五五四〇一一八二	ばるけ西中田 仙台市太白区西中田三十三・十	特定非営利活動法人アフタースクールばるけ	特定非営利活動法人アフタースクールばるけ
〇四五五四〇二二〇八	おりーぶ鉤取 仙台市太白区鉤取四丁目二・四	社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会	社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会
〇四五五五〇〇八七六	仙台市サンホーム 仙台市泉区将監八丁目九・一	仙台市	仙台市
〇四五五五〇〇八九二	NPO法人グループゆう児童デイサービス ピーターパンてらおか 仙台市泉区寺岡一丁目十九・二十四	特定非営利活動法人グループゆう	特定非営利活動法人グループゆう
〇四五五五〇〇九一八	泉中央つばめっこ 仙台市泉区泉中央二丁目十九・十 日泉パークングビル	特定非営利活動法人つばめっこ	特定非営利活動法人つばめっこ
〇四五五五〇〇九三四	八乙女放課後児童デイ杜っこ 仙台市泉区南光台五丁目十九・一	宮城県高齢者生活協同組合	宮城県高齢者生活協同組合
〇四五五五〇〇九五九	And Youフレンドパーク 仙台市泉区長命ヶ丘三丁目三十一・十	一般社団法人悠優会	一般社団法人悠優会
〇四五五五〇〇九七五	児童デイサービスピーターパン長命ヶ丘 仙台市泉区長命ヶ丘二丁目二十二・一	特定非営利活動法人グループゆう	特定非営利活動法人グループゆう
〇四五五五〇〇九九一	七北田つばめっこ 仙台市泉区七北田字日野百二十三・九	特定非営利活動法人つばめっこ	特定非営利活動法人つばめっこ

三 法附則第二十二條第二項の規定により、児童発達支援に係る児童福祉法第二十一條の五の第三項の指定を受けたものとみなされた者

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名
〇四五二一三〇〇三六二	栗原市立はげまし学園 栗原市築館藤木四・五十三	栗原市
〇四五二一五〇〇五二四	大崎広域ほなみ園 大崎市三本木南谷地字要害三百三十六・一	大崎地域広域行政事務組合

〇宮城県告示第三百五十五号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）附則第二十七條の規定により、次の施設は、障害児入所施設として、平成二十四年四月一日に児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四條の二第一項の指定を受けたものとみなされた。  
平成二十四年四月十三日

事業所番号	施設の名称及び所在地	設置者名
〇四五二一三〇〇〇一六	ステツプ 栗原市金成梨崎道ノ上七・一	社会福祉法人栗原秀峰会

〇宮城県告示第三百五十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一條第一項の規定により、定置漁業権の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。  
平成二十四年四月十三日

- 一 定置漁業権の免許の内容たるべき事項及び地元地区 次のとおり  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

公示番号	免 許 の 内 容			た る べ き 事 項	制限又は条件	地 元 地 区	存 続 期 間	
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期					
第12号	定置漁業	定置漁業	4月1日から12月31日まで	気仙沼市本吉町日門地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 気仙沼市本吉町日門港防波堤灯台基点甲 基点甲から 106度30分 1,010メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光運距	気仙沼市本吉町沖ノ田後田下	免許の日から平成25年8月31日まで

定号 第15	4月1日から翌年1月31日まで	南三陸町歌津唐島地先	イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲から120度30分 基点甲から132度30分 基点甲から135度30分	2,330メートルの点 2,300メートルの点 950メートルの点	離は3キロメートル以上とする。	南三陸町歌津唐島地先	南三陸町歌津唐島地先
定号 第17	4月1日から翌年1月31日まで	南三陸町戸倉橋島地先	次の基点甲から点ア、イ及び基点甲の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲から286度 基点甲から222度45分 基点甲から244度	200メートルの点 790メートルの点 870メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光距離は3キロメートル以上とする。	南三陸町戸倉橋島地先	南三陸町戸倉橋島地先
定号 第19	4月1日から翌年1月31日まで	南三陸町戸倉津根地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲から286度30分 基点甲から340度 基点甲から1度	360メートルの点 950メートルの点 800メートルの点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光距離は3キロメートル以上とする。	南三陸町戸倉津根地先	南三陸町戸倉津根地先

二 免許予定日 平成二十四年七月十三日

三 申請期間 平成二十四年四月十三日から同年六月一日まで

○宮城県告示第三百五十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。  
平成二十四年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日  
平成二十四年四月五日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
有限会社石川電業社 義弘	仙台市宮城野区日の出町三丁目五・八	般・二十三 五千四百十 四号	全部廃業 一般建設業 電気工事業 消防施設工事業	平成二十四年 三月五日
光洋技建株式会社 鈴木 洋治	仙台市泉区南光台四丁目十九・三十八	般・二十三 七千四百七 十三号	一部廃業 一般建設業 さく井工事業	平成二十四年 三月二日
株式会社向山鉄	仙台市若林区種次字東	般・二十一	全部廃業	平成二十四年

澤田 裕	番古八十一	第八千百九十一号	一般建設業 鋼構造物工事業	三月八日
株式会社北部興産 英雄	仙台市泉区実沢字釜ヶ沢前沢七・八	般・十九第九 千三百四十七 号	一部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十四年 三月十三日
有限会社三條土木 栄和	石巻市長面字江畑百十五	般・二十二 一万二千二百 五十四号	一部廃業 一般建設業 石工事業 水道施設工事業	平成二十四年 三月七日
モリテン株式会社 幸雄	仙台市泉区南中山二丁目十二・九	般・二十 一万五千三 百六十五号	全部廃業 一般建設業 電気工事業	平成二十四年 三月十三日
有限会社ゼン興産 文善	仙台市若林区上飯田四丁目二十一・十六	般・十九 一万六千五 百四十七号	全部廃業 一般建設業 とび・土工事業	平成二十四年 三月八日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当  
○宮城県告示第三百五十八号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。  
平成二十四年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 一 都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 仙塩広域都市計画被災市街地復興推進地域
  - 2 名称 閑上地区被災市街地復興推進地域
- 二 縦覧場所
 

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百五十九号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。  
平成二十四年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 仙塩広域都市計画道路
  - 2 名称
    - 三・五・百八十九号町頭築港線
    - 三・五・百九十一号庚申通線
    - 七・六・百八十一号築港西通線
    - 七・六・百八十二号東場通線
    - 七・七・百八十三号河岸前線
- 二 縦覧場所
 

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百六十号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。  
平成二十四年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 仙塩広域都市計画公園
  - 2 名称
    - 二・二・六百五十一号日和山公園
    - 二・二・六百七十二号東場公園
- 二 縦覧場所
 

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百六十一号

女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。  
平成二十四年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 石巻広域都市計画女川被災市街地復興推進地域
  - 2 名称 女川被災市街地復興推進地域
- 二 縦覧場所
 

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百六十二号

建築士法(昭和二十五年法律第百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。  
平成二十四年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成二十四年四月六日	千葉 文雄	二級建築士	第九千九百六十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十四年四月六日	大和田 功	二級建築士	第九千六百六十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十四年四月六日	佐々木憲幸	二級建築士	第八千六百六十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

○宮城県告示第三百六十三号

建築士法(昭和二十五年法律第百二号)第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所登録を取り消した。  
平成二十四年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 監督処分年月日
 

平成二十四年四月六日
- 二 建築士事務所の名称及び所在地等

一級建築士事務

建築士事務所の名称及び所在地	開設者の名称及び代表者の氏名	所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	建築士事務所の登録番号
有限会社セイコウ建設設計事務所 大崎市岩出山上野目字赤渋八十六番地の二	有限会社セイコウ建設 代表取締役 佐々木喜信	二級建築士事務所	第〇七五二〇〇四 三号
大恵住宅建築士事務所 石巻市北上町十三浜字月浜四十七番地	有限会社大恵住宅 代表取締役 佐々木憲幸	二級建築士事務所	第〇七七二〇〇七 五号
株式会社齋藤工務店(二級建築士事務所) 大崎市古川西館三丁目一番三十号	株式会社齋藤工務店 代表取締役 齋藤秀明	二級建築士事務所	第〇七二〇〇七 三号
有限会社トミハマ二級建築士事務所 石巻市北上町十三浜字白浜二百七十一番地	有限会社トミハマ 代表取締役 佐藤吉明	二級建築士事務所	第〇七四二〇〇一 一号
栗原二級建築士事務所 白石市越河五賀字内ノ江七番地一	有限会社栗原工務店 代表取締役 栗原喜美雄	二級建築士事務所	第〇七四二〇〇一 五号

三 監督処分の内容  
登録の取消し

四 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十六条第一項第三号に該当するため。

○宮城県告示第三百六十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十八条の二第一項の規定により指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定した。

平成二十四年四月十三日

一 名称及び住所  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

株式会社国際確認検査センター

大阪府大阪市中央区北浜三丁目七番十二号京阪御堂筋ビル

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(一) 東京都中央区八重洲二丁目四番一号

(二) 仙台市青葉区霊屋下五番二十号

三 指定年月日

平成二十四年四月四日

四 構造計算適合性判定の業務の開始年月日  
平成二十四年四月四日

○宮城県告示第三百六十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務を平成二十四年三月一日次とおり委託した。

平成二十四年四月十三日

一 契約の相手方  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市青葉区花京院二丁目一番十四号

キョウワセキュリオン株式会社仙台事業所

二 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、北上川沿岸土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十四年四月十三日

宮城県東部地方振興事務所

所長 大 内 仁

就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十四年三月十九日	千葉 昭 悦	石巻市北上町十三浜字月浜前二十九番地	理 事
平成二十四年三月十九日	武 山 雄 一	石巻市小船越字川前無番地仮設追波川河川団地二・三号	理 事

公 告

○行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条の四第二項の規定により、指定試験機関から、次のとおり主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨届出があった。

平成二十四年四月十三日

一 指定試験機関の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

財団法人行政書士試験研究センター

二 変更後の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地

東京都千代田区一番町二十五番地

三 変更しようとする年月日

平成二十四年四月二十三日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 委託業務の名称 塩釜市内の被災船舶解体運搬等業務

2 委託業務内容 入札説明書及び仕様書による。

3 委託期間 契約締結の翌日から平成二十四年九月二十八日まで

4 委託業務の場所 塩釜市内全域

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 開札日時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていること。

なお、物品調達等に係る競争入札参加資格がない者で入札参加を希望する者は、物品調達等の競争入札参加業者登録申請書に必要な事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）へ平成二十四年五月十日までに申請し、入札参加資格を取得することができる。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可

の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

三 入札書の提出場所等  
引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課漁業調整班(担当 齋藤 健次郎 電話〇二二・二二一・二九三二)

2 入札説明書の交付期間 平成二十四年四月十七日から平成二十四年五月十四日まで  
3 一般競争入札参加資格審査  
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年五月十四日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等  
イ 提出期限 平成二十四年五月二十九日午後二時まで  
ロ 提出場所 宮城県庁行政庁舎十階 宮城県農林水産部会議室

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便(封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。)にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時及び場所までとする。

5 開札の日時及び場所 平成二十四年五月二十九日午後二時 宮城県庁行政庁舎十階 宮城県農林水産部会議室

四 入札に参加することができない者  
1 二に定める資格を有しない者及び三の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けない者  
五 その他  
1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第四十一号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。  
4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する

消費税額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無  
8 契約書作成の要否 要  
9 詳細は入札説明書による。

六 概要  
Summary

1 Nature and Estimated Quantity of the Services to be Procured : Scrapping and delivery delivery of st. 14 ships washed ashore by the tsunami in Shiogama City

2 Work Period : September 28, 2012  
3 Work Location : Shiogama City, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : May 14, 2012  
5 Contact Person : Kenjiro Saito, Fisheries Management Section, Fisheries Industry Promotion Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL: 022-211-2932

○都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年四月十三日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
多賀城市笠神二丁目三十一番一、三十五番、百三十五番三、百三十五番五及び百三十六番十六並びに三十二番六、百二十一番一、百二十三番一、百四十四番一及び百四十五番五の各一部  
多賀城市山王字山王三区六十三番地  
草刈建設株式会社

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

企業局

草刈建設株式会社

○宮城県企業局管理規程第五号

企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十四年四月十三日

宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司

企業局財務規程の一部を改正する管理規程

企業局財務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第四十一号）」を「入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十四年四月十三日から施行する。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十四年四月十三日

宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 ポリ塩化アルミニウム（単価契約）

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地（企業局公営事業課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号）

三 落札者を決定した日 平成二十四年三月二十一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 木田株式会社仙台支店 仙台市若林区卸町一丁目一〇の七

五 落札金額 三万六千三百円（一トン当たり）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十四年二月七日

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十九号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成二十四年四月三日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年四月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

（政党の支部）

政治団体の名称

自由民主党北上支部

（その他の政治団体）

政治団体の名称

明日の遠田をつくる会

あべ久悦後援会

阿部よしとか後援会

あべ吉治網長会

あべ吉治後援会

あべ吉治ふれあい会

いとう一郎後援会

伊藤吉浩後援会

遠藤とくお後援会

及川一郎後援会

大内けい子後援会

大崎市政調査研究会

おおたき信子後援会

小嶋こうじ後援会

加賀たけしとポプラの会

加藤ぜんいち後援会

かんの浩一後援会

清き碧の女川をつくる会

日下俊後援会

昆野牧恵後援会

斉藤きえ子サポーターズ

斉藤きえ子を支える会

代表者の氏名

山中 祐弘

代表者の氏名

の氏名

佐々木 紘

阿部 久悦

青木 英文

阿部喜美雄

鈴木 武

阿部 幸男

阿部 昭

跡部 三夫

星 佐悦

西條 国吉

畠山 幸治

小関三千男

佐藤 長生

佐藤 義郎

遠藤 日勝

小松代富雄

佐々木博男

平間 一男

阿部 宗悦

熊谷 貞雄

森田 文子

小山 亮一

会計責任者の氏名

西條 正昭

代表者の氏名

の氏名

太田 博二

杉山 久

勝又 健正

阿部 昭

阿部 昭

阿部 昭

伊藤 勇

星 信悟

大友 直興

及川 雪子

木村 勇造

佐藤 悦生

宮野よしえ

遠藤 靖

松本 秀一

小塚 一宏

我妻 信男

平塚 伝

日下 修

菊田 節

斉藤理加子

小山 京子

主たる事務所の所在地

石巻市北上町橋浦字大須二二

主たる事務所の所在地

の氏名

太田 博二

杉山 久

勝又 健正

阿部 昭

阿部 昭

阿部 昭

伊藤 勇

星 信悟

大友 直興

及川 雪子

木村 勇造

佐藤 悦生

宮野よしえ

遠藤 靖

松本 秀一

小塚 一宏

我妻 信男

平塚 伝

日下 修

菊田 節

斉藤理加子

小山 京子

主たる事務所の所在地

石巻市雄勝町下雄勝二・二三

主たる事務所の所在地

の氏名

石巻市万石町六・八

石巻市南浜町四・一〇・一九

石巻市南浜町四・一〇・一九

石巻市南浜町四・一〇・一九

石巻市南浜町四・一〇・一九

多賀城市大代四・六・二五

登米市南方町荅野谷地五〇

遠田郡涌谷町猪岡短谷字桑畑一七八・五

本吉郡本吉町府中八・一

柴田郡村田町大字沼辺字寄井二二〇

大崎市古川荒谷字斗笠八・一

栗原市築館字下宮野岡田二二・三

多賀城市新田字北関合四一

石巻市開北二・一五・一九

大崎市古川深沼字上組二

白石市福岡深谷字鳥越一四

牡鹿郡女川町鷺神浜字鷺神七九

登米市中田町宝江黒沼字下道六六・一

気仙沼市弁天町一・二・二六

黒川郡富谷町成田七・一九・一〇

黒川郡富谷町成田七・一九・一〇

黒川郡富谷町成田七・一九・一〇



宮城県商工政治連盟女川支部	みちのく全英会	星吉郎後援会	FUTURE CREAT MYG	フォーラム22	沼田健一後援会	ニュービジョン21	西島英利宮城県後援会	なりさわ孝一後援会	ちばまさよし後援会	千葉正後援会	Change! 仙台	鈴木高行後援会	高橋栄一後援会	高橋史光後援会	庄司よしあき後援会	島貴俊一後援会	島田金一後援会	穴戸秀逸後援会	しつか英夫後援会	佐藤まさる後援会	佐藤正昭連合後援会	佐藤栄後援会	佐々木ひろし連合後援会	桜井辰太郎後援会	斎藤重光の会	斎藤重光と共に歩む会	斎藤きえ子を励ます会	
高橋 正典	馬場 邦明	山田 富市	佐々木康二	佐藤 正昭	沼田 健一	熊谷 伸一	伊東 潤造	高橋 忠一	高城 靖尚	島山 昌夫	佐藤 崇弘	鈴木 高行	佐藤 恭二	菅野 仁	今野 俊春	山本 正二	谷津 郁郎	小室袈裟雄	高澤 良弘	佐藤 昭男	佐藤 昭男	村岡 賢一	櫻井 正嗣	斎藤 重光	大友 勲	菊地 恵子		
高橋 健	土井 敬一	伊藤 仁治	高城 圭一	佐藤 節子	沼田 健一	菅原 清喜	佐藤 和宏	桜井 一俊	須田 吉隆	千葉まり子	佐藤 豊	鈴木 高行	橋本 紳一	三嶋 健二	千葉 雅俊	島田 金一	谷津 豊一郎	大場 和男	我妻 孝一	佐藤 節子	佐藤 重光	熊谷 弘	藤江 昭夫	佐藤 吏	佐藤 吏	齊藤 歩		
牡鹿郡女川町桜ヶ丘五・五	多賀城市桜木三・二・六	柴田郡柴田町槻木東一・三・五	遠田郡美里町牛飼字牛飼三八・三	仙台市若林区遠見塚二・二七・一	岩沼市下野郷字浜一・二一	気仙沼市古町三・五・八	仙台市青葉区大手町一番五号	東松島市浅井字高田八〇	石巻市大門町三丁目四・六八	気仙沼市後九条二六一	仙台市青葉区本町三・五・二二	石巻市飯野字岩崎一〇	巨理郡巨理町吉田字流一六・七	石巻市吉野町二・一・二六	柴田郡大河原町大谷字町向二二五・三	巨理郡巨理町荒浜字隈崎二八	白石市小原字西二五・一	伊具郡丸森町耕野字大釜西一一	栗原市若柳字上畑岡米ヶ浦七八	仙台市若林区遠見塚二・二七・一	大崎市長蔵王町大字平沢字台屋敷五八	大崎市古川小泉字大小四七〇・六	本吉郡南三陸町戸倉字長須賀三・二二	遠田郡美里町北浦一・四一	黒川郡大和町落合三ヶ内字内日泥一	仙台市若林区中倉一・一六・一	仙台市若林区中倉一・一六・一	黒川郡富谷町成田七・一九・一〇

みんなで明日の丸森を創る 猪又 卓子 水沼 徳重 伊具郡丸森町金山字日照田二五・一

村岡重行後援会 大場 勝義 小野寺繁博 大崎市岩出山字下真山諏訪山一

村上のぼる後援会 佐藤 十吉 二瓶 齊 柴田郡村田町大字足立字境田一・三〇

目黒政市後援会 目黒 政市 鈴木奈美子 仙台市宮城野区平成一・八・一〇

本木忠一後援会 伊藤 和男 須田 直哉 石巻市大瓜字八津山三三・一

ゆさひさかず後援会 遊佐 久和 遊佐由起子 大崎市鳴子温泉字新屋敷一六〇

米木正一後援会 中島 勝 日吉 孝 加美郡加美町字南町一二七・一

渡辺まこと後援会 渡辺 辰雄 渡辺 一郎 角田市鳩原字瀬ノ木橋四一

○宮選管告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成二十二年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十三年宮選管告示第百五十四号の一部を次のとおり改める。

平成二十四年四月十三日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 菊 地 光 輝

塩釜歯科医師連盟の平成二十二年分収支報告書の要旨の

2 支出総額中

「2 対任総額 273,223」を「2 対任総額 273,750」に改める。

4 支出の内訳中

「 敵対総額 3,223」を「 敵対総額 3,750」に、

「 雑用・雑費総額 2,473」を「 雑用・雑費総額 3,000」に改める。

○宮選管告示第四十一号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十三日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 菊 地 光 輝

第二十七区集会所の項中、同 郡同 町大字海老六字割田七四番地」を、同 郡同 町大字海老六字海老沢四九番地」に改める。

○宮選管告示第四十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百条の五の規定により交付した左記の証票  
は、平成二十四年三月三十日以降無効とする。

平成二十四年四月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

記

証票番号

㊦ 第三号の〇三三

証票番号

㊦ 第三号の〇三三